四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四日市市国民健康保険条例(昭和36年四日市市条例第15号)の一部を次のよう に改正する。

改正後

(保険料の賦課額)

第8条の2 保険料の賦課額は、世帯主の 世帯に属する被保険者につき算定した 基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭 和33年政令第362号。以下「法施行 令」という。)第29条の7第1項第1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同 じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(法 施行令第29条の7第1項第2号に規 定する後期高齢者支援金等賦課額をい う。以下同じ。) 並びに介護納付金賦課 被保険者(法施行令第29条の7第1項 第3号に規定する介護納付金賦課被保 険者をいう。以下同じ。) につき算定し た介護納付金賦課額(法施行令第29条 の7第1項第3号に規定する介護納付 金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額 とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第8条の3 保険料の賦課額のうち一般 被保険者(法附則第7条第1項に規定す 改正前

(保険料の賦課額)

第8条の2 保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「法施行令」という。)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)がびに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額) 第8条の3 保険料の賦課額のうち一般 被保険者(法附則第7条第1項に規定す る退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。 以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の 合算額
  - ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額
  - イ 国民健康保険事業費納付金(法附 則第22条の規定により読み替え られた法第75条の7第1項の国 民健康保険事業費納付金をいう。以 下この条において同じ。)の納付に 要する費用(三重県(以下「県」と いう。)が行う国民健康保険の一般 被保険者に係るものに限り、県の国 民健康保険に関する特別会計にお いて負担する高齢者医療確保法の

る退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。 以下同じ。)に係る基礎賦課額(第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要 する費用(一般被保険者に係るものに 限る。)の額から当該給付に係る一部 負担金に相当する額を控除した額、入 院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護 療養費、特別療養費、移送費、高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給 に要する費用(一般被保険者に係るも のに限る。)の額、高齢者医療確保法 の規定による前期高齢者納付金等(以 下「前期高齢者納付金等」という。) の納付に要する費用の額、保健事業に 要する費用の額、法第81条の2第1 項第1号に掲げる交付金を交付する 事業に係る同条第2項の規定による 拠出金(当該事業に関する事務の処理 に要する費用に係るものを除く。)の 納付に要する費用の額、同条第1項第 2号に掲げる交付金を交付する事業 に係る同条第2項の規定による拠出 金(当該事業に関する事務の処理に要 規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、 高齢者医療確保法の規定による病 床転換支援金等(以下「病床転換支 援金等」という。)及び介護保険法 (平成9年法律第123号)の規定 による納付金(以下「介護納付金」 という。)の納付に要する費用に充 てる部分を除く。)の額

- ウ 法第81条の2第4項の財政安 定化基金拠出金の納付に要する費 用の額
- 工 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- オ 保健事業に要する費用の額
- カ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険の事務の執行 に要する費用を除く。)の額(退職 被保険者等に係る療養の給付に要 する費用の額から当該給付に係る 一部負担金に相当する額を控除し た額並びに入院時食事療養費、入院 時生活療養費、保険外併用療養費、 療養費、訪問看護療養費、特別療養 費、移送費、高額療養費及び高額介 護合算療養費の支給に要する費用 の額並びに県が行う国民健康保険 の一般被保険者に係る国民健康保 険事業費納付金の納付に要する費 用(県の国民健康保険に関する特別 会計において負担する後期高齢者

する費用に係るものを除く。)の納付 に要する費用の額の2分の1に相当 する額並びにその他の国民健康保険 事業に要する費用(国民健康保険の事 務(前期高齢者納付金等、高齢者医療 確保法の規定による後期高齢者支援 金等(以下「後期高齢者支援金等」と いう。) 及び高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金等(以下「病床 転換支援金等」という。) 並びに介護 保険法(平成9年法律第123号)の 規定による納付金(以下「介護納付金」 という。)の納付に関する事務を含む。 次号において同じ。)の執行に要する 費用を除く。)の額(退職被保険者等 に係る療養の給付に要する費用の額 から当該給付に係る一部負担金に相 当する額を控除した額、退職被保険者 等に係る入院時食事療養費、入院時生 活療養費、保険外併用療養費、療養費、 訪問看護療養費、特別療養費、移送費、 高額療養費及び高額介護合算療養費 の支給に要する費用の額並びに後期 高齢者支援金等、病床転換支援金等及 び介護納付金の納付に要する費用の 額を除く。)の合算額から法附則第7 条第1項第2号に規定する調整対象 基準額に同号に規定する退職被保険 者等所属割合(以下「退職被保険者等 所属割合」という。) を乗じて得た額 を控除した額(高齢者医療確保法の規 定による前期高齢者交付金がある場

支援金等及び病床転換支援金等並 びに介護納付金の納付に要する費 用に充てる部分に限る。) 及び退職 被保険者等に係る国民健康保険事 業費納付金の納付に要する費用の 額を除く。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の 合算額
  - <u>ア</u> <u>法第74条の規定による補助金</u> の額
  - イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられた貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
  - ウ 法第75条の2第1項の国民健 康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいる療養の給付等に要する費用をい

合には、これを控除した額)

(2) 当該年度における法第70条の規 定による負担金(高齢者医療確保法 の規定による後期高齢者支援金(以 下「後期高齢者支援金」という。) 及び高齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金(以下「病床転換 支援金」という。) 並びに介護納付 金の納付に要する費用に係るもの を除く。)、法第72条の規定によ る調整交付金(後期高齢者支援金及 び病床転換支援金並びに介護納付 金の納付に要する費用に係るもの を除く。)、法第72条の2の規定 による都道府県調整交付金(後期高 齢者支援金及び病床転換支援金並 びに介護納付金の納付に要する費 用に係るものを除く。)、法第72 条の5の規定による負担金、法第7 4条の規定による補助金、法第75 条の規定による補助金(後期高齢者 支援金等及び病床転換支援金等並 びに介護納付金の納付に要する費 用に係るものを除く。) 及び貸付金 (後期高齢者支援金等及び病床転 換支援金等並びに介護納付金の納 付に要する費用に係るものを除

- <u>う。以下同じ。)に係るものを除く</u> <u>。)の額</u>
- 工 その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険の事務の執行 に要する費用を除く。)のための収 入(法附則第9条第1項の規定によ り読み替えられた法第72条の3 第1項の規定による繰入金及び国 民健康保険保険給付費等交付金(退 職被保険者等の療養の給付等に要 する費用に係るものに限る。)を除 く。)の額
- (一般被保険者に係る後期高齢者支援 金等賦課総額)
- 第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
  - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、県が行う国

- く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額
- (一般被保険者に係る後期高齢者支援 金等賦課総額)
- 第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
  - (1) 当該年度における後期高齢者支援 金等及び病床転換支援金等の納付に 要する費用の額から後期高齢者支援 金及び病床転換支援金の額に退職被 保険者等所属割合を乗じて得た額を 控除した額

民健康保険の一般被保険者に係るも のに限る。次号において同じ。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の 合算額
  - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
  - イ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に限る。)のた めの収入(法附則第9条第1項の規 定により読み替えられた法第72 条の3第1項の規定による繰入金 を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 保険料の賦課額のうち介 護納付金賦課額(第17条の規定により (2) 当該年度における法第70条の規 定による負担金(後期高齢者支援金及 び病床転換支援金の納付に要する費 用に係るものに限る。)、法第72条 の規定による調整交付金(後期高齢者 支援金及び病床転換支援金の納付に 要する費用に係るものに限る。)、法 第72条の2の規定による都道府県 調整交付金(後期高齢者支援金及び病 床転換支援金の納付に要する費用に 係るものに限る。)、法第75条の規 定による補助金(後期高齢者支援金等 及び病床転換支援金等の納付に要す る費用に係るものに限る。)及び貸付 金(後期高齢者支援金等及び病床転換 支援金等の納付に要する費用に係る ものに限る。) その他国民健康保険事 業に要する費用(後期高齢者支援金等 及び病床転換支援金等の納付に要す る費用(後期高齢者支援金等及び病床 転換支援金等の納付に関する事務の 執行に要する費用を除く。) に係るも のに限る。)のための収入(法第72 条の3第1項の規定による繰入金及 び療養給付費交付金を除く。)の額の 合算額

(介護納付金賦課総額)

第13条の7 保険料の賦課額のうち介 護納付金賦課額(第17条の規定により 介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)
- (2) <u>当該年度における次に掲げる額の</u> 合算額
  - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
  - イ その他国民健康保険事業に要す る費用(国民健康保険事業費納付金 の納付に要する費用に限る。)のた めの収入(法附則第9条第1項の規 定により読み替えられた法第72 条の3第1項の規定による繰入金 を除く。)の額

介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規 定による負担金(介護納付金の納付に 要する費用に係るものに限る。)、法 第72条の規定による調整交付金(介 護納付金の納付に要する費用に係る ものに限る。)、法第72条の2の規 定による都道府県調整交付金(介護納 付金の納付に要する費用に係るもの に限る。)、法第75条の規定による 補助金(介護納付金の納付に要する費 用に係るものに限る。)及び貸付金(介 護納付金の納付に要する費用に係る ものに限る。) その他国民健康保険事 業に要する費用(介護納付金の納付に 要する費用(介護納付金の納付に関す る事務の執行に要する費用を除く。) に係るものに限る。)のための収入(法 第72条の3第1項の規定による繰 入金を除く。) の額の合算額

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。 (健康福祉部保険年金課)